

「飲食・宿泊・サービス業等支援金」 申請受付開始！

令和3年7月7日

記者発表

新型コロナウイルス感染症「第4波」の影響により、4月、5月又は6月の売上が減少した飲食業や宿泊業、サービス業等を営む事業者に対し、従業員規模に応じて支援金を給付します。本日、令和3年7月7日（水）より申請の受付を開始しますので、お知らせします。

- 申請期間 令和3年7月7日（水）～令和3年8月31日（火）
- 申請方法 どちらの方法でも申請可能
 - 《WEB》 パソコンやスマートフォン等によりWEBサイトからの申請
※令和3年8月31日（火）午後11:59まで
 - 《郵送》 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で事務局へ郵送による申請
※令和3年8月31日（火）消印有効
- 申請要領・申請書は、お近くの市町村役場、商工会、商工会議所、振興局など（別添参照）で配布しています。
- WEBサイトからの申請要領・申請書（様式）のダウンロードは下記アドレスまで
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/O60100/d00207848.html>
- 問合せ 『飲食・宿泊・サービス業等支援金事務局』 0120-730-500



■ 概要

- 《対象者》 次のいずれの要件も満たす事業者（詳細は本給付金申請要領をご参照ください。）
- （1）県内の中小企業基本法に規定する**中小企業者（個人事業主及びみなし大企業を含む。）**
 - （2）**対象業種は「飲食業・宿泊業・サービス業・食品製造業など（別表参照）」**
 - （3）**令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が前年同月又は前々年同月に比して30パーセント以上減少（※1）しており、かつ、売上高の比較に使用した年の4月から6月までの3か月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上の事業者（※2）**
- ※1 対象業種かつ県内店舗等のみ合計売上高
※2 令和2年4月2日～令和3年6月1日の間に創業又は新たな店舗を設けた場合も特例として対象

《給付額》 対象店舗等で常時使用する従業員数（※3）に応じて次の額を給付

従業員数	給付額
0人～ 5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～	60万円

※3 申請における従業員数として、対象外業種の従業員や県外店舗等の従業員は含みません。

申請には申請書のほか、各種添付書類が必要となります。詳細は、本支援金申請要領をご参照ください。

問い合わせ

商工観光労働総務課：庄司・濱田(2724)
商工振興課：石橋・角(2743)
観光振興課：竹本・藏光(2777)

飲食・宿泊・サービス業等支援金申請要領・様式配布先一覧

エリア	市町村名	住所
和歌山市	和歌山県 商工観光労働総務課・商工振興課・観光振興課	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
	海草振興局 地域振興部 企画産業課	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
	和歌山市 産業政策課・商工振興課	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
	和歌山商工会議所	〒640-8567 和歌山市西汀丁36
	和歌山県商工会連合会	〒640-8152 和歌山市十番丁19Wajima十番丁4階
	和歌山県中小企業団体中央会	〒640-8152 和歌山市十番丁19Wajima十番丁4階
	和歌山県飲食業生活衛生同業組合	〒640-8269 和歌山市小松原通1丁目3番地
	(一社)全国旅行業協会和歌山県支部	〒640-8343 和歌山市吉田432 シティイン和歌山3F
	和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合	〒640-8241 和歌山市雑賀屋町東ノ丁64
海草	海南市 産業振興課	〒642-0017 海南市南赤坂11
	下津町商工会	〒649-0121 海南市下津町丸田105
	海南商工会議所	〒642-0002 海南市日方1294-18
	紀美野町 産業課	〒640-1192 海草郡紀美野町動木287
	紀美野町商工会	〒640-1243 海草郡紀美野町神野市場226-1
那賀	那賀振興局 地域振興部 企画産業課	〒649-6223 岩出市高塚209
	岩出市 産業振興課	〒649-6292 岩出市西野209番地
	岩出市商工会	〒649-6232 岩出市荊本77-3
	紀の川市 商工労働課	〒649-6492 紀の川市西大井338
	那賀町商工会	〒649-6631 紀の川市名手市場144-1
	紀の川市商工会	〒649-6531 紀の川市粉河 878-2
伊都	伊都振興局 地域振興部 企画産業課	〒648-8541 橋本市市脇4丁目5番8号
	橋本市 シティセールス推進課	〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号
	高野口町商工会	〒649-7205 橋本市高野口町名倉1028-1
	橋本商工会議所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3番18号
	九度山町 産業振興課	〒648-0198 伊都郡九度山町九度山1190
	九度山町商工会	〒648-0101 伊都郡九度山町九度山1186
	かつらぎ町 産業観光課	〒649-7192 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地
	かつらぎ町商工会	〒649-7121 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2470-1
	高野町 観光振興課	〒648-0281 伊都郡高野町高野山636
	高野町商工会	〒648-0211 伊都郡高野町高野山53-1
	(一社)高野山宿坊協会	〒648-0211 伊都郡高野町高野山600
有田	有田振興局 地域振興部 企画産業課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1
	有田市 産業振興課	〒649-0392 有田市箕島50
	紀州有田商工会議所	〒649-0304 有田市箕島33-1
	湯浅町 ふるさと振興課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅1982
	湯浅町商工会	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅1075-9
	広川町 産業建設課	〒643-0071 有田郡広川町大字広1500番地
	広川町商工会	〒643-0071 有田郡広川町広658-4
	有田川町 商工観光課	〒643-0153 有田郡有田川町大字中井原136番地2
	有田川町商工会	〒643-0021 有田郡有田川町下津野276-3

エリア	市町村名	住所
日高	日高振興局 地域振興部 企画産業課	〒644-0011 御坊市湯川町財部651
	御坊市 商工振興課	〒644-8686 御坊市藺350
	御坊商工会議所	〒644-0002 御坊市藺350-28
	美浜町 産業建設課	〒644-0044 日高郡美浜町和田1138-278
	美浜町商工会	〒644-0044 日高郡美浜町和田1138-278
	日高町 企画まちづくり課	〒649-1213 日高郡日高町高家626
	日高町商工会	〒649-1213 日高郡日高町高家639-4
	由良町 産業振興課	〒649-1111 日高郡由良町里1220-1
	由良町商工会	〒649-1112 日高郡由良町網代250-2
	印南町 企画産業課	〒649-1534 日高郡印南町印南2570
	印南町商工会	〒649-1534 日高郡印南町印南2265-4
	みなべ町商工会	〒645-0002 日高郡みなべ町芝503
	みなべ町 産業課	〒645-0002 日高郡みなべ町芝742
	日高川町 企画政策課	〒649-1324 日高郡日高川町土生160
	日高川町商工会	〒649-1324 日高郡日高川町土生128-3
西牟婁	西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1
	田辺市 商工振興課	〒646-8545 田辺市新屋敷町1
	田辺商工会議所	〒646-0033 田辺市新屋敷町1
	牟婁商工会	〒646-0001 田辺市上秋津2084-1
	龍神村商工会	〒645-0415 田辺市龍神村西376
	本宮町商工会	〒647-1731 田辺市本宮町本宮219
	中辺路町商工会	〒646-1421 田辺市中辺路町栗栖川396-1
	大塔村商工会	〒646-1101 田辺市鮎川2567-1
	白浜町 観光課	〒649-2211 西牟婁郡白浜町1600
	白浜町商工会	〒649-2211 西牟婁郡白浜町3031-100
	白浜温泉旅館協同組合	〒649-2211 西牟婁郡白浜町1650-1
	日置川町商工会	〒649-2511 西牟婁郡白浜町日置980-1
	上富田町 振興課	〒649-2192 西牟婁郡上富田町朝来763番地
	上富田町商工会	〒649-2105 西牟婁郡上富田町朝来763
	すさみ町 産業振興課	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見4089
すさみ町商工会	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見3911	
東牟婁	東牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8
	新宮市 商工観光課	〒647-8555 新宮市春日1-1
	新宮商工会議所	〒647-0045 新宮市井の沢3-8
	那智勝浦町 観光企画課	〒649-5392 東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目1-1
	南紀くろしお商工会	〒649-5171 東牟婁郡那智勝浦町築地8-5-1
	南紀勝浦温泉旅館組合	〒649-5335 東牟婁郡那智勝浦町大字築地6-1-1
	太地町 産業建設課	〒649-5171 東牟婁郡太地町太地3767-1
	古座川町 地域振興課	〒649-4104 東牟婁郡古座川町高池673-2
	古座川町商工会	〒649-4104 東牟婁郡古座川町高池715-1
	北山村 産業建設課	〒647-1603 東牟婁郡北山村大沼42
	北山村商工会	〒647-1604 東牟婁郡北山村下尾井314
	串本町 産業課	〒649-3592 東牟婁郡串本町串本1800
	串本町商工会	〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2410

対象業種表

大分類	中分類	小分類
製造業	食料品製造業	畜産食料品製造業
		水産食料品製造業
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
		調味料製造業
		糖類製造業
		精穀・製粉業
		パン・菓子製造業
		動植物油脂製造業
	その他の食料品製造業	
	飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業
		酒類製造業
茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 製水業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業，郵便業	鉄道業	
	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業
		一般乗用旅客自動車運送業
		一般貸切旅客自動車運送業
		その他の道路旅客運送業
	道路貨物運送業	
	水運業	
	航空運輸業	
	倉庫業	
運輸に附帯するサービス業		
卸売業，小売業	各種商品卸売業	
	繊維・衣服等卸売業	
	食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業
		食料・飲料卸売業
	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	
	機械器具卸売業	
	その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業
		医薬品・化粧品等卸売業
		紙・紙製品卸売業 他に分類されない卸売業
	各種商品小売業	百貨店，総合スーパー
		その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	織物・衣服・身の回り品小売業	
	食料品小売業	各種食料品小売業
野菜・果実小売業		
食肉小売業		
鮮魚小売業		

大分類	中分類	小分類
卸売業，小売業	飲食料品小売業	酒小売業
		菓子・パン小売業
		その他の飲食料品小売業
	機械器具小売業	
	その他の小売業	
無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業	
	自動販売機による小売業 その他の無店舗小売業	
金融業，保険業	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	
不動産業，物品賃貸業	不動産取引業	
	不動産賃貸業・管理業	
	物品賃貸業	
学術研究，専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	
	専門サービス業（他に分類されないもの）	
	広告業	
	技術サービス業（他に分類されないもの）	
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	
	飲食店	
	持ち帰り・配達飲食サービス業	
生活関連サービス業，娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業
		理容業
		美容業
		一般公衆浴場業
		その他の公衆浴場業
		その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業	旅行業
		家事サービス業
		衣服裁縫修理業
		物品預り業
火葬・墓地管理業		
冠婚葬祭業 他に分類されない生活関連サービス業		
娯楽業		
教育，学習支援業	その他の教育，学習支援業	
医療，福祉	医療業	療術業
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業	
	自動車整備業	
	機械等修理業（別掲を除く）	
	職業紹介・労働者派遣業	
	その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写業
		建物サービス業
		警備業 他に分類されない事業サービス業
	その他のサービス業	集会場
		と畜場
		他に分類されないサービス業

飲食・宿泊・サービス業等 支援金申請要領

[受付期間]

令和3年7月7日(水)から令和3年8月31日(火)まで

[お問合せ先]

飲食・宿泊・サービス業等支援金事務局

電話番号:0120-730-500

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。

御不明な点は、お問合せ先にて電話で対応させていただきます。

和歌山県

※必ずお読みください！

- 1 支援金の給付決定後、支援金の対象要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、支援金の給付決定を取り消し、支援金の全額返還を求めるとともに加算金を徴収します。
- 2 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽による申請や不正受給等が判明した場合は、支援金の給付を受けた事業者名等を公表するとともに、警察へ通報します。
- 3 支援金の給付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、立入検査又は説明を求めることがあります。
- 4 必要書類に不足があった場合は、申請者へ確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いする場合があります。その際、確認のための連絡がとれない場合や、必要書類が提出されない場合、申請内容の不備が指定する期間内に解消しなかった場合等、申請者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなします。
- 5 給付対象者は、支援金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金給付額に影響のある書類を5年間保管し、知事から提出の求めがあったときはこれに応じてください。

目 次

I	支援金の概要	P 1
1	趣旨	P 1
2	支援金額	P 1
II	対象要件	P 2
	別表 対象業種表	P 5
III	申請方法	P 6
1	郵送による申請の場合	P 6
2	WEB申請の場合	P 6
IV	給付の決定等	P 7
1	支援金給付の決定	P 7
2	給付通知	P 7
3	支援金の返還	P 7
V	申請書類	P 8
VI	対象要件の特例	P 2 2
	創業者特例	P 2 2
	新たな店舗等を設けた方の特例	P 2 3

I 支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている県内中小企業者(中小企業又は個人事業主)の事業継続を支え、雇用の維持を図るため、支援金を給付するもの

2 支援金額

IIの対象要件を満たす事業者に対し、令和3年7月1日時点の常時使用している従業員(※)の数に応じて、次の表による支援金の額となります。

対象店舗等で常時使用する従業員の数	支援金の額
0人～5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～	60万円

(※)

1 次頁の「II 対象要件」を満たす店舗等の従業員数のみを計上してください。

(県外にも店舗等がある場合、県外店舗等の従業員は含まない。)

(対象外の業種の従業員は含まない。)

2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、従業員としてカウントできません。

・日々雇い入れられる者

(ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・2か月以内の期間を定めて使用される者

(ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

(ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・試の使用期間中の者

(ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

参考：労働基準法第20条及び第21条

Ⅱ 対象要件

下記(1)～(4)の4つの要件を全て満たしている必要があります。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者その他知事がこれと同等と認める者(以下「中小企業者等」という。)であること。

- 「中小企業者」には個人事業主及びみなし大企業を含みます。
- その他知事がこれと同等と認める者とは、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「特定非営利活動法人」、「社会福祉法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「宗教法人」等を指します。

(2) 県内で、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する業種のうち、別表に定める業種(以下「対象業種」という。)を営む事業者であって、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす者

- (ア) 県内で店舗、宿泊施設、工場又は事業所(以下「店舗等」という。)を運営していること。
- (イ) 対象業種を事業として営む事業者であること。
- (ウ) 令和3年6月1日までに当該業種に係る営業を開始し、本支援金の申請日において当該営業の実態があること。

- 給付対象となる業種は5ページで御確認ください。

- 前ページ(2)の要件を満たしていることを証明する書類の提出が必要です。
ただし、その書類は、以下に示す書類のいずれかに限ります。

【a.県内で店舗等を運営していること】及び【b.対象業種を営む事業者であること】
を証明する書類一覧

	提出書類	確定申告の義務がある事業者	確定申告の義務がない事業者
個人	確定申告書の第1表 ※1	【必須提出】	
	青色申告決算書	【必須提出】 a,bが確認できる いずれかの書類を提出	
	収支内訳書(白色申告)		
	許可書 ※2		【必須提出】 a,bが確認できる いずれかの書類を提出
	開業・廃業等届出書	※3	
	市民税・県民税申告書		【必須提出】
法人	法人税申告書の別表1	【必須提出】 a,bが確認できる いずれかの書類を提出	
	登記事項証明書		
	法人事業税申告書		
	許可書 ※2		

- ※1 確定申告書の第1表については受付印のあるもの
e-Taxによる申告の場合は「受信通知」も提出
- ※2 許可書とは、法令等に基づき、その営業を行うために必要な許可等を証する書面を
指し、有効期間内であることが必要です
- ※3 確定申告書の第1表、青色申告決算書、収支内訳書(白色申告)、許可書のいずれでも、
a,bが確認できない場合、開業・廃業等届出書を提出する必要があります

- 上記書類以外での確認は、原則行いません。
- 提出する書類に、店舗等の所在地、業種が記載されていることをご確認ください。
なお、詳細については、P12～17を参照してください。
- 開業・廃業届出書に関することについては、管轄の税務署にお問合せください。

(3) 各申請者の運営する県内の対象業種店舗等における令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が前年同月又は前々年同月に比して30パーセント以上減少しており、かつ、売上高の比較に使用した年の4月から6月までの3か月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上である者であること。ただし、令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に(2)に規定する業種の営業を開始した者その他知事がこれらと同等と認める者については別に定める。

- 対象業種かつ県内の店舗等のみの合計売上高で判断します。
例：飲食業(対象)と建設業(対象外)を営んでおり、合計すると30%減を超えるが、飲食業のみだと20%減となる場合は対象外です。
例：県内(対象)と県外(対象外)で店舗等を経営しており、合計すると30%減を超えるが、県内(対象)のみだと20%減となる場合は対象外です。
- 令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に創業し営業を開始した方も対象になり得ます。
22ページの「創業者特例」を御参照ください。
- 令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に新たな店舗を設け、単純な前年比較が適切でない方も対象となり得ます。
そのうち、既に県内で店舗等を運営されていた方は、23ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」を御参照ください。県外事業者であって当該期間に初めて県内に店舗等を設けた方は22ページの「創業者特例」を御参照ください。

(4) 事業継続の意思がある者であること。

- 提出書類の宣誓書の内容に含まれます。

【上記(1)～(4)を満たしていても、以下の者については給付対象となりません】

- 既に本支援金を受けた者
- 暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者等
- 禁固以上の刑に処せられ、執行を終わらない者等
- 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- そのほか知事が適当でないと認める者

別表

対象業種表

大分類	中分類	小分類
製造業	食料品製造業	畜産食料品製造業
		水産食料品製造業
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
		調味料製造業
		糖類製造業
		精穀・製粉業
		パン・菓子製造業
		動植物油脂製造業
		その他の食料品製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業
		酒類製造業
		茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
		製氷業
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業, 郵便業	鉄道業	
	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業
		一般乗用旅客自動車運送業
		一般貸切旅客自動車運送業
		その他の道路旅客運送業
	道路貨物運送業	
	水運業	
	航空運輸業	
倉庫業		
運輸に附帯するサービス業		
卸売業, 小売業	各種商品卸売業	
	繊維・衣服等卸売業	
	食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業
		食料・飲料卸売業
	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	
	機械器具卸売業	
	その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業
		医薬品・化粧品等卸売業
		紙・紙製品卸売業
		他に分類されない卸売業
	各種商品小売業	百貨店, 総合スーパー
		その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
	織物・衣服・身の回り品小売業	
飲食物品小売業	各種食料品小売業	
	野菜・果実小売業	
	食肉小売業	
	鮮魚小売業	

大分類	中分類	小分類
卸売業, 小売業	飲食物品小売業	酒小売業
		菓子・パン小売業
		その他の飲食物品小売業
	機械器具小売業	
	その他の小売業	
	無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業
自動販売機による小売業 その他の無店舗小売業		
金融業, 保険業	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	
不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業	
	不動産賃貸業・管理業	
	物品賃貸業	
学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	
	専門サービス業(他に分類されないもの)	
	広告業	技術サービス業(他に分類されないもの)
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	
	飲食店	
	持ち帰り・配達飲食サービス業	
生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業
		理容業
		美容業
		一般公衆浴場業
		その他の公衆浴場業
		その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業	旅行業
		家事サービス業
		衣服裁縫修理業
		物品預り業
火葬・墓地管理業		
冠婚葬祭業		
他に分類されない生活関連サービス業		
娯楽業		
教育, 学習支援業	その他の教育, 学習支援業	
医療, 福祉	医療業	療術業
サービス業 (他に分類されないもの)	廃棄物処理業	
	自動車整備業	
	機械等修理業(別掲を除く)	
	職業紹介・労働者派遣業	
	その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写業
		建物サービス業
		警備業
	他に分類されない事業サービス業	
	その他のサービス業	集会場
		と畜場
他に分類されないサービス業		

営む事業がどの業種に該当するかについては、以下の総務省のサイトを御参照ください。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_0300023.html
 表中で別掲とあるものは、日本標準産業分類における別掲を指します。

Ⅲ 申請方法

1 郵送による申請の場合

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(宛先) 〒640-8341

和歌山県和歌山市黒田1丁目2-17 アズマハウスビル5F
飲食・宿泊・サービス業等支援金事務局「支援金40WK係」

令和3年8月31日(火)までの消印有効

持参による受付、対面での説明は行いませんので御了承ください。

<注意事項>

申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、又は申請書類の一部のみを提出された場合は、申請を受付できないため、全ての書類を事務局から返却する場合があります。

返却後、必要な修正や不足している書類の追加等を行った上で、全ての書類を再度、簡易書留など追跡ができる方法で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請を受け付けます。

申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却しません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合は、申請を取り下げ、支援金の給付を辞退したものとみなします。

2 WEB申請の場合

WEBでの申請受付は令和3年7月7日からです。

パソコンやスマートフォンにより、次のウェブサイトから申請してください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00207848.html>

なお、令和3年8月31日(火)23時59分までに申請を完了してください。

申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛に完了通知メールが届きますので、「@mail.jtb.com」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。

IV 給付の決定等

1 支援金給付の決定

申請書類を受け付けた後、その内容を審査した上、適正と認められるときは支援金を給付します。

2 給付通知

申請書類の確認の結果、本支援金の給付を決定したときは、後日、給付に関する通知を発送いたします。

支援金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金の給付額に影響のある書類を5年間保管し、提出を求められたときはこれに応じてください。

3 支援金の返還

本支援金の給付決定後、支援金の対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の給付決定を取り消し、支援金を全額返還していただくとともに、加算金の徴収、不適切な申請を行った事業者名の公表、警察への通報等の対応を取るなど、厳正に対処します。

V 申請書類

(サイズA4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

申請書類一覧	チェック
① 支援金給付申請書(別記第1号様式)	<input type="checkbox"/>
② 支援金給付申請書の別紙	<input type="checkbox"/>
③ 宣誓書(別記第2号様式)	<input type="checkbox"/>
④ a. 県内で店舗等を運営していることを証明する書類 b. 対象業種を営む事業者であることを証明する書類 ※ 3ページを参照し、必要な書類を御提出ください。	<input type="checkbox"/>
⑤ 従業員名簿(別記第3号様式) ※ 対象店舗等の人数が判別できる形であれば既存の従業員名簿等でも構いません。	<input type="checkbox"/>
⑥ 業種別売上表(別記第4号様式) ※ II対象要件(3)の要件を満たすか確認するための書類です。	<input type="checkbox"/>
⑦ 振込先口座確認書(別記第5号様式) ※ 申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、又は個人事業主の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<input type="checkbox"/>
⑧ 役員名簿(法人の場合のみ提出必要)(別記第6号様式)	<input type="checkbox"/>
※ その他、必要な書類 ※ 県又は事務局が追加の資料を求めることがあります。	

注)全ての書類を通じて同一の名義である必要があります。
十分に御留意ください。

別記第1号様式

飲食・宿泊・サービス業等支援金給付申請書

和歌山県知事 様

令和〇年 〇月 〇日

申請者住所	和歌山市〇〇〇 ×ー×
フリガナ	カフシキガイシャワカヤマブツサン
法人名又は屋号	株式会社和歌山物産
フリガナ	キシユウ タロウ
役職名及び代表者名 (個人事業主の場合は氏名)	代表取締役 紀州 太郎
連絡先電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

飲食・宿泊・サービス業等支援金(別紙の4.申請金額)の給付について、飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第7の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規程第5に規定する支援金の給付の不給付要件に該当することが判明した場合、同規程第13の規定に基づき、飲食・宿泊・サービス業等支援金の給付決定の全部又は一部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

関係書類 (必要な書類の添付を確認後、にチェックしてください。)

- 別紙
- 宣誓書(別記第2号様式)
- a.県内で店舗等を運営していることを証明する書類
b.対象業種を営む事業者であることを証明する書類
※詳細については申請要領を参照
- 従業員名簿(別記第3号様式)
※県内の店舗等で常時使用する従業員が6人以上の場合のみ
- 業種別売上表(別記第4号様式)
- 振込先口座確認書(別記第5号様式)
※申請者が、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座
- 役員名簿(別記第6号様式)
※法人の場合のみ
- その他知事が必要と認める書類

② 支援金給付申請書の別紙

記載例

別紙

(1. 申請者情報)

必要事項を以下に記載してください。

申請者名	株式会社和歌山物産			
申請者種別 (該当するものに○を記入)	中小企業等	○	(法人の場合)	500万円
	個人事業主		資本金	
雇用する全ての従業員数	20人		(法人の場合) 法人番号	○○○○○○○○○○○○

(2. 該当業種情報)

・該当する業種を以下の欄に記入してください。

複数の業種を営む場合、支援金の給付対象となる業種全てを記入してください(対象外の業種は記載不要です)。

①添付書類により確認できる業種(※)	飲食店営業、衣類販売業
②上記①を申請要領の別表に当てはめた業種	飲食店、織物・衣服・身の回り品小売業

※確定申告書等を添付する場合は確定申告書等に記載の業種を記載してください。

(3. 売上情報)

○売上高比較に用いる年

(いずれかに○を記入)

2019年	2020年
○	

○創業等の特例適用の有無

(令和2年4月2日から令和3年6月1日までに創業等をした者は○を記入)

創業等の特例の適用

○売上高増減

以下に、必要事項を記載してください(金額は税抜で千円未満を四捨五入した金額を記載してください)。

	2019年又は2020年 (A)	2021年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
4月売上高	353千円	221千円	-132千円	-37.3%
5月売上高	276千円	240千円	-36千円	-13.0%
6月売上高	299千円	288千円	-11千円	-3.6%
合計※②	928千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)

※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。(合計)

※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

(4. 申請金額)

県内の店舗等で勤務する従業員(本規程の別表備考の規定による従業員をいう。)の数を記入し、該当する申請金額に○を記入してください。従業員数が6人以上となる場合、従業員名簿(別記第3号様式)の添付が必要です(必要事項が確認できる既存の従業員名簿でも可)。

対象店舗等の従業員数 (令和3年7月1日現在) 10人	従業員数	申請金額	該当する欄に○を記入
	5人以下	15万円	
	6~20人	30万円	○
	21~50人	45万円	
	51人以上	60万円	

別記第2号様式

宣誓書

私は、飲食・宿泊・サービス業等支援金の給付申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、飲食・宿泊・サービス業等支援金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 飲食・宿泊・サービス業等支援金の給付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (2) 飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第3の給付対象者の要件を満たしています。
- (3) 飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第5の不給付要件に該当しません。
- (4) 支援金の給付を受けた後、知事が虚偽や不正の申請であると認定した場合は、飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第14による支援金の返還や必要な加算金の支払に応じます。
- (5) 飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第16の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。
- (6) 申請内容に不正があったなど必要がある場合は、飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第17の規定により氏名・名称などの情報が公表されることに同意します。
- (7) (1)から(6)までの他、飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程に従います。
- (8) 和歌山県で推奨している感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、感染拡大防止のため、県の要請に従います。

以上

和歌山県知事 様

令和〇年 〇月 〇日

法人名又は屋号 株式会社和歌山物産役職名及び代表者名 代表取締役 紀州 太郎 (印)
(個人事業主の場合は氏名)

※法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。

④ a. 県内で店舗等を運営していることを証明する書類

b. 対象業種を営む事業者であることを証明する書類

【個人事業主の場合】

・確定申告書の第1表

	税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の	申告書B	FA2200
住所	個人番号	生年	※e-taxによる申告の場合は「受信通知」も提出	
氏名	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
電話番号	自宅・勤務先・携帯	受付印を確認	種類	青色
分離	国出	損失	修正	特農の表示
整理番号	特農	電話番号	自宅・勤務先・携帯	
収入金額等	事業等	業農	不動産	利子
配当	給与	公的年金等	雑業務	その他
総合譲渡	短期	長期	一時	
所得金額等	事業等	業農	不動産	利子
配当	給与	公的年金等	雑業務	その他
総合譲渡・一時	合計			
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除
	寡婦、ひとり親控除	勤労学生、障害者控除	配偶者(特別)控除	扶養控除
	基礎控除			
	雑損控除	医療費控除	寄附金控除	
	合計			
税	課税される所得金額	上の③に対する税額	配当控除	区分
金の計	政党等寄附金等特別控除	住宅耐震改修特別控除等	雑引所得税額	災害減免額
	再差引所得税額(基準所得税額)	復興特別所得税額	所得税及び復興特別所得税の額	外国税額控除等
	源泉徴収税額	申告納税額	予定納税額	第3期分納める税金の税額
	運ばれる税金	公的年金等以外の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	専従者給与(控除)額の合計額
その他	青色申告特別控除額	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	未納付の源泉徴収税額	本年分で差し引く繰越損失額
	平均課税対象金額	変動・臨時所得金額	申告期限までに納付する金額	延納届出額
延届納の出	延納届出額			
還付される税金の所	郵便局名等	預金種類	普通	当座
整理欄	区分	A	B	C
	異動			
	管理			
	補完			

第一表 (令和二年分以降用) ④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

納管 事業 住民 資産 総合 分離 検算 通信 印付 年月日 一連番号

・青色申告決算書

・収支内訳書(白色申告)

県内所在地及び業種を確認

FA3000

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)
業種名	業号	加入団体名
		電話番号

令和〇〇年〇月〇日 損益計算書(自〇〇月〇〇日至〇〇月〇〇日)

提出用 (令和二年分以降用)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上 原価	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		消耗品費 ⑦		繰引当金 ⑤①	
	期首商品(製品) ②		減価償却費 ⑧		繰引当金 ⑤②	
	仕入金額(高価低価) ③		福利厚生費 ⑨		計 ⑤③	
	小計(②+③) ④		給料賃金 ⑩		専従者給与 ⑤④	
	期末商品(製品) ⑤		外注工賃 ⑪		繰引当金 ⑤⑤	
	差引原価(④-⑤) ⑥		利子割引料 ⑫		繰入額 ⑤⑥	
	差引金額 (①-⑥) ⑦		地代家賃 ⑬		計 ⑤⑦	
経費	租税公課 ⑧		貸倒金 ⑭		青色申告特別控除前の所得金額 (⑤⑦-⑤⑧) ⑤⑧	
	荷造運賃 ⑨				青色申告特別控除額 ⑤⑨	
	水道光熱費 ⑩				所得金額 (⑤⑧-⑤⑨) ⑤⑩	
	旅費交通費 ⑪					
	通信費 ⑫					
	広告宣伝費 ⑬					
	接待交際費 ⑭					
	損害保険料 ⑮					
	修繕費 ⑯					
	雑費 ⑰					
	計 ⑱					
	差引金額 (⑦-⑱) ⑲					

県内所在地及び業種を確認

FA7000

令和〇〇年分収支内訳書(一般用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)
業種名	業号	加入団体名
		電話番号

令和〇〇年〇月〇日 (自〇〇月〇〇日至〇〇月〇〇日)

提出用 (令和二年分以降用)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	○給料賃金の内訳			
収入 金額	売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ①		氏名(年齢)	従事月数 月		
	家事消費 ②		通信費 ②				合計	円
	その他の収入 ③		広告宣伝費 ③					
	計(①+②+③) ④		接待交際費 ④					
売上 原価	期首商品(製品) ⑤		損害保険料 ⑤		氏名(年齢)	従事月数 月		
	仕入金額(高価低価) ⑥		修繕費 ⑥				合計	円
	小計(⑤+⑥) ⑦		消耗品費 ⑦					
	期末商品(製品) ⑧		福利厚生費 ⑧					
経費	差引原価(⑦-⑧) ⑨		雑費 ⑨		○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳			
	差引金額(①-⑨) ⑩		小計(⑨-⑩) ⑪		支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうちの必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	給料賃金 ⑪		経費 ⑫			円	円	円
	外注工賃 ⑫		計 ⑬					
	減価償却費 ⑬		専従者控除 ⑭		○事業専従者の氏名等			
	貸倒金 ⑭		所得金額(⑩-⑭) ⑮		氏名(年齢)	続柄	従事月数	円
	地代家賃 ⑮		専従者控除前の所得金額(⑩-⑭) ⑯		(認)			
	利子割引料 ⑯		所得金額(⑮-⑯) ⑰		(認)			
	租税公課 ⑰		延べ従事月数		(認)			
	荷造運賃 ⑱							
	水道光熱費 ⑲							

・開業・廃業等届出書

受付印を確認		1 0 4 0																															
税務署受付印 	<h2 style="margin: 0;">個人事業の開業・廃業等届出書</h2>																																
税務署長 _____ 年 ____ 月 ____ 日 提出	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">納税地</td> <td>○住所地・○居所地・○事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 -) (TEL - -)</td> </tr> <tr> <td>上記以外の 住所地・ 事業所等</td> <td>納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td>生年月日 ○大正 ○昭和 ○平成 ○令和 年 月 日生</td> </tr> </table>	納税地	○住所地・○居所地・○事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 -) (TEL - -)	上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)	フリガナ	生年月日 ○大正 ○昭和 ○平成 ○令和 年 月 日生																										
納税地	○住所地・○居所地・○事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 -) (TEL - -)																																
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)																																
フリガナ	生年月日 ○大正 ○昭和 ○平成 ○令和 年 月 日生																																
県内所在地及び業種を確認																																	
個人番号		フリガナ 屋号																															
個人事業の開業等について次のとおり届けます。																																	
届出の区分	<input type="radio"/> 開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の(○新設・○増設・○移転・○廃止) <input type="radio"/> 廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____																																
開業日が6月1日以前であることを確認																																	
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 _____ 年 ____ 月 ____ 日																																
事業所等を 新増設、移転、 廃止した場合	新増設、移転後の所在地	(電話)																															
	移転・廃止前の所在地																																
廃業の事由が法人の 設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名																															
	法人納税地	設立登記 _____ 年 ____ 月 ____ 日																															
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	○有・○無																															
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	○有・○無																															
事業の概要 (できるだけ具体的に記載します。)																																	
給与等の支払の状況	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項																												
	専従者	人		○有・○無																													
	使用人			○有・○無																													
	計			○有・○無																													
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無				○有・○無	給与支払を開始する年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日																												
関与税理士 (TEL - -)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>整理番号</td> <td>関係部門 連絡</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>番号確認</td> <td>身元確認</td> </tr> <tr> <td>0 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>済 <input type="checkbox"/>未済</td> </tr> <tr> <td>源泉用紙 交付</td> <td>通信日付印の年月日</td> <td>確認</td> <td colspan="4">確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				整理番号	関係部門 連絡	A	B	C	番号確認	身元確認	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	源泉用紙 交付	通信日付印の年月日	確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()					年 月 日					
整理番号	関係部門 連絡	A	B	C	番号確認	身元確認																											
0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済																											
源泉用紙 交付	通信日付印の年月日	確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()																														
	年 月 日																																

・市民税・県民税申告書

(各市町村により、様式が異なります。例は和歌山市)

令和3年度分 市民税・県民税申告書(令和2年1月1日から令和2年12月31日までの状況)

和歌山市長

受付印を確認

個人番号

フリガナ

氏名

住所 和歌山市

生年月日

1 2 3 4 5
明 大 昭 平 令

年 月 日

電話番号 必ず記入してください

職業 (屋号)

世帯主の氏名及び住所

業種を確認

所得金	種目	A 収入金額		B 必要経費	C 差引(A-B)	D 特別控除	所得金額(C-D)		
		円	円				円	円	
1	営業等						①		
	農業						②		
	不動産						③		
	配当						④		
	給与						⑤		
所得	専従者給与	1501						60	
	公的年金等				71			71+72+73	
	雑業業務その他				72			70	
額					73				
	総合課税の譲渡一時							ケ	
	短期							コ	
	長期							サ	
ケ+(コ+サ)×½=								80	
合 計							(①+②+③+④+⑤+60+70+80)=	⑨	

所得から差し引かれる金額等	控除の種類	金額		控除額				
		円	円		円			
2	社会保険料控除	⑤国民健康保険料	⑥介護保険料	⑦後期高齢者医療保険料	⑧国民年金保険料	⑨その他	⑩	
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金・確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金・心身障害者扶養共済掛金					⑪	
	生命保険料控除	新生命保険料の計	8706		旧生命保険料の計	6506	⑫	
		新個人年金保険料の計	8806		旧個人年金保険料の計	6606		
		介護医療保険料の計	8906				6786※	
	地震保険料控除	地震保険料の計	シ		旧長期損害保険料の計	8806	⑬	
	寡婦・ひとり親控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除(離婚・死別・生死不明) <input type="checkbox"/> ひとり親控除(学校名)					⑭	
	障害者控除	氏名 障害の程度 氏名 障害の程度 特別障害者の方は氏名を○で囲んでください。					⑮	
	配偶者控除	配偶者の氏名 個人番号 生年月日 配偶者の合計所得金額 7906					ス	
	配偶者特別控除	配偶者の氏名 個人番号 生年月日					セ	
同一生計配偶者控除	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)					⑯※		
扶養控除	個人番号	続柄	生年月日	個人番号	続柄	生年月日	⑰	
	氏名			氏名				
	氏名			氏名				
基礎控除	別居の扶養親族等がある場合には、裏面「9」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。					⑱	430,000	
雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額	⑳	
医療費控除	①支払った医療費		②保険金などで補てんされる金額		③差引負担額(①-②)	所得の合計額の5%と16万円との少ない方の金額 ※セルフメディケーション税制を選択された場合は11,000円	㉑	
合 計							(⑱+⑳+㉑)=	㉒
							㉓※	

<input type="checkbox"/> 所得税と異なる課税方式を選択します ※チェックを付け、別紙も記載が必要です												
控	老	同	扶養親族数				扶養障害者数		本人該当		徴収方法	調査
1	2	6	控	特	同	夫	妻	未	同	特	他	障
			害	者	者	者	者	者	者	者	者	者
			1	1	1	1	1	1	1	2	1	1

宛 名

台 帳

整理番号

宛 名

台 帳

整理番号

・法人税申告書の別表1

受付印を確認

 令和 年 月 日 税務署長殿	法人区分 事業種目	納税地 電話() - ()	青色申告 一連番号	整理番号 事業年度 (至)
県内所在地及び業種を確認			売上金額 申告年月日	
法人名 法人番号 代表者 代表者住所			旧納税地及び旧法人名等 添付書類	
令和 年 月 日 事業年度分の法人税 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税			申告書 申告書 翌年以降送付要否 適用額明確書提出の有無 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有	

No.	項目	十億	百万	千	円
1	所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)				
2	法人税額 (53) + (54) + (55)				
3	法人税額の特別控除額 (別表六「6」「4」)				
4	差引法人税額 (2) - (3)				
5	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額				
6	課税土地譲渡利益金額 (別表二「(二)」「24」+別表三「(三)」「21」)			0	0
7	同上に対する税額 (22) + (23) + (24)				
8	課税留保金額 (別表三「(一)」「4」)			0	0
9	同上に対する税額 (別表三「(一)」「8」)				
10	法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)				
11	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額				
12	控除税額 (10) - (11) - (12)と(13)のうち少ない金額				
13	差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)			0	0
14	中間申告分の法人税額			0	0
15	差引確定 (中間申告の場合はその法人税額(税額とし、マイナスの場合は(14)-(15)の場合)は(26)へ記入)			0	0
16	課税標準法人税額 (所得の金額に対する法人税額(4) + (5) + (7) + (9)別表三「(一)」「4」)				
17	課税標準法人税額 (9)				
18	課税標準法人税額 (33) + (34)			0	0
19	地方法人税額 (58)				
20	課税留保金額に係る地方法人税額 (59)				
21	所得地方法人税額 (36) + (37)				
22	外国税額の控除額 (別表六「(二)」「50」)				
23	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額				
24	差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)			0	0
25	中間申告分の地方法人税額			0	0
26	差引確定 (中間申告の場合はその地方法人税額(税額とし、マイナスの場合は(42)-(43)の場合)は(45)へ記入)			0	0

控除税額の計算 土地譲渡税額の内訳 この申告による還付金額 中間納付額 欠損金の繰戻しによる還付請求税額 計 この申告前の所得金額又は欠損金額 この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 欠損金又は災害損失金等の当戻控除額 翌年繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「(一)」「5」の合計)	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32
---	--

この申告による還付金額 (43) - (42) この申告で申告前の 課税留保金額に 課税標準法人税額 この申告により納付すべき地方法人税額 剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額 決算確定の日 引渡しの日 還付を受ける機関等	45 46 47 48 49 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 郵便局名等 預金 口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号 ※税務署処理欄
--	---

税理士名	
------	--

別表1 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人の分)……令三・四・一以後終了事業年度等分

法人事業税申告書

受付印を確認

受付印

令和 年 月 日

法人番号

法人税の令

この申告の基礎となる修正決定による。申告年月日

年月日

所在地

〒 市 区 丁目 番 号

(電話)

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)

千円 十 百 万 千

県内所在地及び業種を確認

所在地

業種

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

千円 十 百 万 千

期末現在の資本金等の額

千円 十 百 万 千

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は連結事業年度分の申告書の

摘要	課税標準	税率	税額	備考	税額
所得金額総額 ⑲				(使途税(区税額等) ①)	
所得金額(⑲)又は別表5②年400万円以下の金額	0.00		0.00	法人税法の規定によって計算した法人税額	
年400万円を超え年800万円以下の金額 ⑳	0.00		0.00	試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	
年800万円を超える金額 ㉑	0.00		0.00	還付法人税額等の控除額	
計 ㉒+㉓+㉔	0.00		0.00	退職年金等積立金に係る法人税額	
軽減税率不適用法人の金額 ㉕	0.00		0.00	非課税となる法人税額又は特別法人税額 ①+②-③+④	0.00
付加価値額総額 ㉖				2以上の適用時に事務所又は事業所を有する法人における連税額となる法人税額又は特別法人税額	0.00
付加価値額 ㉗	0.00		0.00	法人税割額 ⑤又は⑥×㉗	
資本金等の総額 ㉘				道府県民税の特定寄附金控除額	
資本金等の額 ㉙	0.00		0.00	外国の法人税等の額の控除額	
収入金額総額 ㉚				仮装経理に基づく法人税割額の控除額	
収入金額 ㉛	0.00		0.00	差引法人税割額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	0.00
合計事業税額 ㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴			0.00	既に納付の確定した当期分の法人税割額	0.00
事業税の特定寄附金控除額 ㊵				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
特別法人税額 ㊶	0.00		0.00	この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	0.00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㊷				平均	
⑮の所得割 ㊸	0.00		0.00	既納期間において事務所等を有していた月数	月
⑮の資本割 ㊹	0.00		0.00	円×⑮	0.00
⑮のうち見込納付額 ㊺				既に納付の確定した当期分の均等割額	0.00
⑮の差引 ㊻				この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯	0.00

摘要	課税標準	税率	税額	備考	税額
所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ㊼	0.00		0.00	⑮のうち見込納付額	0.00
収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ㊽	0.00		0.00	差引 ㊺-㊻	0.00
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ㊼+㊽			0.00	特別区分の課税標準額	0.00
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ㊾				同上に対する税額 ㊼×㊾	0.00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額との差引 ㊿	0.00		0.00	市町村分の課税標準額	0.00
特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑳-㊿	0.00		0.00	同上に対する税額 ㊽×㊾	0.00
差引 ㊿-㊾				中間納付額 ㊿	
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))				還付請求	
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額				還付を受けようとする金融機関及び支払方法	
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額				法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額				法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額	
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額				決算確定の日	
仮計 ㊿+㊾+㊾-㊿				解散の日	
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額				残余財産の最後の分配又は引渡しの日	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))				申告期間の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無 法人税 有・無
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				法人税の申告書の種類	青色・その他

この申告が中間申告の場合の計算期間

翌期の中間申告の要否 要・否

国外関連者の有無 有・無

署名 関与税理士

(電話)

第六号様式 提出用 (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) (別紙十四)

⑤ 従業員名簿(別記第3号様式)

記載例

別記第3号様式 従業員名簿 (令和3年7月1日現在) ※県内の対象店舗等の従業員の合計が6人以上の場合のみ提出

下記の名簿に従業員氏名、勤務店舗等名、雇用年月日を記入してください。

	従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日		従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日
1	〇〇〇〇〇〇	定食屋〇〇〇和歌山店	平成〇年〇月〇日	27			
2	××××××	定食屋〇〇〇和歌山店	平成〇年〇月〇日	28			
3	△△△△△△	服の〇〇〇海南店	平成〇年〇月〇日	29			
4	30			
5	31			
6							
7	※ 対象店舗等の人数が判別できる形であれば既存の従業員名簿等でも構いません。						
8							
9	35			
10	36			
11	37			
12	38			
13	39			
14	40			
15	41			
16	42			
17				43			
18				44			
19				45			
20				46			
21				47			
22				48			
23				49			
24				50			
25				51			
26	※51人を超える分の従業員名の記載は不要です。						

⑥ 業種別売上表(別記第4号様式)

記載例

別記第4号様式 業種別売上表

※営む業種ごとの売上を下記の表に記入してください。

対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

月ごとの合計金額が別紙の売上情報と相違ないように注意してください。

○2019年又は2020年の売上高

(2019年・2020年) いずれかに○してください。

(税抜)

業種	4月	5月	6月
飲食店	214,000 円	180,000 円	200,000 円
織物・衣服・身の回り品小売業	139,000 円	96,000 円	99,000 円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合計	353,000 円	276,000 円	299,000 円

○2021年の売上高

(税抜)

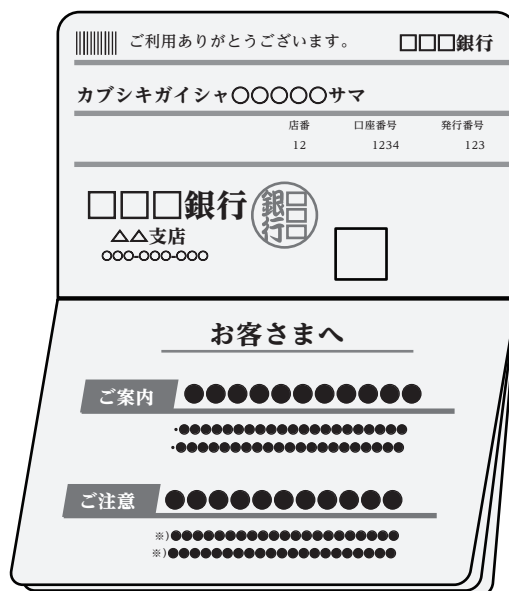
業種	4月	5月	6月
飲食店	120,000 円	150,000 円	170,000 円
織物・衣服・身の回り品小売業	101,000 円	90,000 円	118,000 円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合計	221,000 円	240,000 円	288,000 円

※本様式に記載する売上高金額の根拠となる売上台帳等は、給付金を受けた後5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じてください。

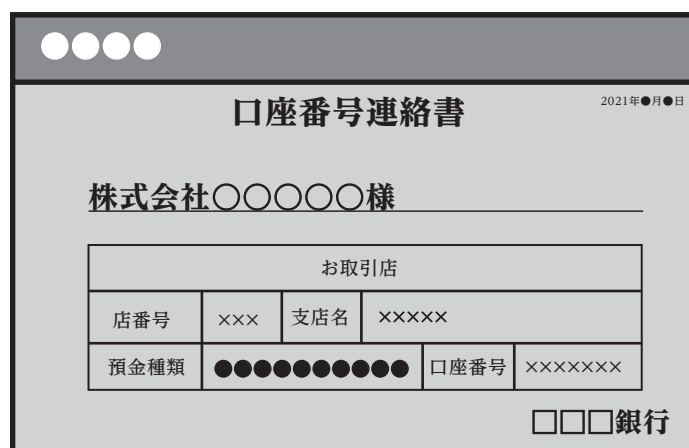
別記第5号様式 振込先口座確認書

- ・通帳の1ページ目、2ページ目の写しを貼付してください。
- ・申請者が法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を貼付してください。
- ・インターネットバンキング等で通帳が無い場合は、金融機関名、支店名、口座種別、口座名義(漢字、カナ両方)、口座番号の分かるもの(インターネット画面等の写し等)を貼付してください。

【通帳1ページ目、2ページ目】



【インターネット画面等の写し等】



⑧ 役員名簿(別記第6号様式)

記載例

別記第6号様式 役員名簿(※法人の場合のみ)

役員名簿

法人名称: 株式会社和歌山物産

役職名	フリガナ	住 所	生年月日
	氏 名		
代表取締役	キシユウ タロウ 紀州 太郎	和歌山市〇〇 ××一××	昭和〇〇年〇月〇日
取締役	キシユウ ハナコ 紀州 花子	和歌山市〇〇 ××一××	昭和〇年×月×日
取締役	キシユウ ジロウ 紀州 次郎	和歌山市〇〇 ××一××	昭和△△年△月△日

※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員(現在就いている方)について記載してください。
 ※収集した個人情報については、飲食・宿泊・サービス業等支援金に係る事務についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、必要と認める場合は、本役員名簿について、警察当局へ照会することがあります。

VI 対象要件の特例

創業者特例

(1) 対象要件

令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に対象業種を開業した事業者等であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

- ①令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、開業日の属する月の次の月(開業日がいずれかの月の1日である場合には開業日の属する月。以下同じ。)から令和3年3月までの売上高の1か月平均に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、事業計画等(金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り。以下同じ。)で想定していた同店舗等の同月の売上高予定に比して30パーセント以上減少している者であること。

- ②開業日の属する月の次の月から令和3年3月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

又は

事業計画等で想定していた対象店舗等の令和3年4月から6月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を下図のとおり記入し、上述の要件が確認できる書類を添付してください。

2019年		2020年		創業等の特例の適用	
				○	

	2019年又は2020年 (A)	2021年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
4月売上高	353千円	221千円	-132千円	-37.3%
5月売上高	276千円	240千円	-36千円	-13.0%
6月売上高	299千円	288千円	-11千円	-3.6%
合計※②	928千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)
 ※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。(合計)
 ※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

2019年又は2020年の4～6月の売上高を記入する欄ですが、①及び②の該当する要件に合わせ、適宜ご記入ください。

※ なお、県外事業者が令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に県内に出店した場合は、当該店舗の範囲での創業とみなし、23ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」ではなく、本特例(創業者特例)による取扱いとします。

新たな店舗等を設けた方の特例

(1) 対象要件

令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に新たな店舗等を設けた事業者であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

①令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年4月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の同月の売上高に、新たな店舗等において営業を開始した日(以下「増設日」という。)の属する月の次の月(増設日がいずれかの月の1日である場合には増設日の属する月。以下同じ。)から令和3年3月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月平均を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年4月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の同月の売上高に、新たな店舗等を設ける事業計画等(金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り)で想定していた新たな店舗等にかかる同月の売上高予定を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること。

例:令和2年4月1日時点で2店舗(A、B)を営む飲食事業者が、令和2年8月10日に県内に1店舗(C)増やし、対象店舗等が合計3店舗となった場合

「令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の店舗A、B、Cの合計売上高」

と

「令和元年または令和2年同月の店舗A、Bの合計売上高」

+

「開店した次の月から令和3年3月までの店舗Cの1か月平均売上高」

(例えば8月10日開店の場合、9月～3月の合計を7で割った額)

を比較することができます。

②令和2年4月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の4月、5月及び6月の売上高の1か月平均に、増設日の属する月の次の月から令和3年3月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月の平均を加え、3倍にした額が15万円以上であること。

又は

令和2年4月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の4月、5月及び6月の売上高の1か月平均に、新たな店舗等を設ける事業計画等（金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。）で想定していた新たな店舗にかかる令和3年4月から6月の売上高予定の1か月平均を加え、3倍した額が15万円以上であること。

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を創業者特例ページに記載する図のとおり記入し、上述の要件が確認できる書類を添付してください。